

○厚生労働省告示第二十三号

石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第二十七条第二項の規定に基づき、石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程（平成十七年厚生労働省告示第百三十二号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。ただし、表石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置の項の改正規定については、同年七月一日から適用する。

平成二十一年二月五日

厚生労働大臣 舛添 要一

表石綿の有害性の項中「石綿による疾病の病理及び症状」を「石綿による疾病の病理及び症状 喫煙の影響」に改め、同表石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置の項中「又は工作物」を「、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。）」に改め、同表保護具の使用方法的項中「○・五時間」を「一時間」に改める。